

宇多津町長 殿

住 所

法 人 名

代表者名

要件確認申立書

宇多津町社宅整備補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 6 条第 1 項に基づき、補助金の交付申請を行うにあたり、当団体は、要綱第 3 条各号のいずれにも該当することを申し立てるとともに、当団体に関し、要綱第 3 条各号に関する事項について、貴職が関係機関及び関係各課に調査・照会を行うことに同意します。

記

○要綱（抜粋）

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）法人格を有する団体であること。ただし、国及び地方公共団体、その関係機関は除く。
- （2）宇多津町の町税を滞納していないこと。
- （3）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- （4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- （5）役員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- （6）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者でないこと。